

平成25年度北海道一般会計補正予算（第5号）

平成25年度北海道一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26,722,163千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,781,015,846千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

## 第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 道	税	496,053,540	16,334,411	512,387,951
	1 道 民 税	178,036,327	6,057,266	184,093,593
	2 事 業 税	69,635,123	5,999,260	75,634,383
	3 地 方 消 費 税	78,928,888	△ 1,181,453	77,747,435
	7 自 動 車 取 得 税	8,909,702	1,625,338	10,535,040
	8 軽 油 引 取 税	56,409,412	3,834,000	60,243,412
2 地方消費税清算金		106,179,532	2,166,932	108,346,464
	1 地方消費税清算金	106,179,532	2,166,932	108,346,464
3 地方譲与税		86,120,000	9,044,000	95,164,000
	1 地方法人特別譲与税	71,135,000	8,997,000	80,132,000
	2 地方揮発油譲与税	13,714,000	47,000	13,761,000
4 地方特例交付金		1,520,000	17,399	1,537,399

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 地方特例交付金	1,520,000	17,399	1,537,399
5 地方交付税		679,708,970	525,475	680,234,445
	1 地方交付税	679,708,970	525,475	680,234,445
7 分担金及び負担金		16,644,751	△ 47,199	16,597,552
	1 分担金	2,908,975	△ 50,037	2,858,938
	2 負担金	13,735,776	2,838	13,738,614
8 使用料及び手数料		14,576,892	△ 159,972	14,416,920
	1 使用料	4,828,950	△ 32,237	4,796,713
	2 手数料	399,862	△ 16,555	383,307
	3 証紙収入	9,348,080	△ 111,180	9,236,900
9 国庫支出金		403,884,281	△ 14,416,484	389,467,797
	1 国庫負担金	118,201,442	△ 719,087	117,482,355
	2 国庫補助金	278,508,142	△ 12,343,477	266,164,665
	3 委託金	7,174,697	△ 1,353,920	5,820,777

款	項	補正前の額	補正額	計
10 財産収入		7,886,503	△ 255,771	7,630,732
	1 財産運用収入	4,303,502	54,701	4,358,203
	2 財産売却収入	3,583,001	△ 310,472	3,272,529
11 寄附金		66,181	26,817	92,998
	1 寄附金	66,181	26,817	92,998
12 繰入金		70,952,420	△ 5,403,902	65,548,518
	1 特別会計繰入金	3,587,448	△ 399,966	3,187,482
	2 基金繰入金	67,364,972	△ 5,003,936	62,361,036
13 諸収入		283,574,558	△ 31,981,204	251,593,354
	1 延滞金、加算金 及び過料等	1,572,665	6,747	1,579,412
	2 預金利子	73,739	△ 309	73,430
	3 貸付金収入	267,523,777	△ 34,140,983	233,382,794
	4 受託事業収入	914,613	△ 209,605	705,008
	5 収益事業収入	8,463,605	△ 295,908	8,167,697

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 雑 入	5,026,159	2,658,854	7,685,013
14 道 債		638,794,278	△ 2,572,665	636,221,613
	1 道 債	638,794,278	△ 2,572,665	636,221,613
歳 入 合 計		2,807,738,009	△ 26,722,163	2,781,015,846

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		3,403,197	△ 130,158	3,273,039
	1 議 会 費	3,403,197	△ 130,158	3,273,039
2 総 務 費		246,564,603	31,772,262	278,336,865
	1 総 務 管 理 費	104,062,754	29,293,267	133,356,021
	2 徴 税 費	84,296,196	4,479,080	88,775,276
	3 学 事 宗 務 費	49,253,222	△ 1,561,737	47,691,485
	4 防 災 費	801,978	△ 8,630	793,348
	5 原子力安全対策費	2,970,322	△ 69,298	2,901,024
	6 危 機 管 理 費	6,932	△ 1,455	5,477
	7 領土復帰対策費	659,449	△ 9,064	650,385
	8 会 計 管 理 費	808,517	△ 43,400	765,117
	9 選 挙 費	2,943,700	△ 387,728	2,555,972
10 人 事 委 員 会 費	266,130	△ 6,563	259,567	

款	項	補正前の額	補正額	計
	11 監査委員費	495,403	87,790	583,193
3 総合政策費		51,183,048	△ 4,880,563	46,302,485
	1 総合政策管理費	3,420,144	261,629	3,681,773
	2 国際交流費	324,763	△ 7,412	317,351
	3 政策費	2,259,731	△ 166,726	2,093,005
	4 科学IT振興費	16,982,611	△ 241,813	16,740,798
	5 新幹線・交通企画費	19,508,271	△ 4,177,693	15,330,578
	6 地域づくり支援費	4,366,124	3,697	4,369,821
	7 地域行政費	4,314,821	△ 551,331	3,763,490
	8 地域主権費	6,583	△ 914	5,669
4 環境生活費		11,381,777	△ 295,145	11,086,632
	1 環境生活管理費	2,156,586	△ 9,293	2,147,293
	2 アイヌ政策推進費	829,590	△ 63,713	765,877
	3 環境推進費	3,244,844	△ 149,206	3,095,638

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 循環型社会推進費	1,433,318	△ 40,762	1,392,556
	5 自然環境費	185,277	△ 5,745	179,532
	6 地球温暖化対策推進費	6,399	△ 475	5,924
	7 エゾシカ対策推進費	37,571	△ 2,652	34,919
	8 道民生活費	427,270	△ 6,879	420,391
	9 消費者安全費	502,879	△ 1,904	500,975
	10 文化・スポーツ費	2,558,043	△ 14,516	2,543,527
5 保健福祉費		397,186,313	△ 4,931,790	392,254,523
	1 保健福祉管理費	26,198,432	10,366	26,208,798
	2 医療業務費	19,064,306	△ 3,206,148	15,858,158
	3 地域医師確保推進費	1,109,059	△ 121,580	987,479
	4 地域保健費	12,287,764	171,580	12,459,344
	5 国保医療費	136,502,885	△ 2,287,858	134,215,027
	6 食品衛生費	934,746	△ 103,861	830,885

款	項	補正前の額	補正額	計
	7 福祉援護費	37,015,705	△ 201,136	36,814,569
	8 施設運営指導費	7,396,410	△ 746,061	6,650,349
	9 高齢者保健福祉費	65,020,845	△ 356,414	64,664,431
	10 障がい者保健福祉費	49,237,711	2,022,961	51,260,672
	11 子ども未来推進費	42,404,123	△ 142,058	42,262,065
	12 災害救助費	14,327	28,419	42,746
6 経 済 費		229,606,889	△ 34,448,189	195,158,700
	1 経 済 管 理 費	4,092,140	△ 149,480	3,942,660
	2 食 関 連 産 業 費	206,252	△ 1,516	204,736
	3 観 光 費	607,354	△ 7,060	600,294
	4 中 小 企 業 費	182,321,455	△ 31,757,251	150,564,204
	5 国 際 経 済 費	87,932	△ 1,962	85,970
	6 産 業 振 興 費	19,145,221	△ 248,490	18,896,731
	7 環 境 ・ エ ネ ル ギ ー 費	3,379,623	△ 77,272	3,302,351

款	項	補正前の額	補正額	計
	8 雇用労政費	16,125,197	△ 1,466,822	14,658,375
	9 人材育成費	3,195,154	△ 702,739	2,492,415
	10 労働委員会費	446,561	△ 35,597	410,964
7 農政費		128,708,577	11,825,717	140,534,294
	1 農政管理費	10,327,528	△ 1,076,739	9,250,789
	2 食品政策費	1,430,405	△ 167,192	1,263,213
	3 農産振興費	253,640	523	254,163
	4 畜産振興費	2,323,199	△ 45,587	2,277,612
	5 技術普及費	259,536	△ 22,141	237,395
	6 農業経営費	6,184,426	△ 690,861	5,493,565
	7 農業支援費	12,424,060	△ 1,035,166	11,388,894
	8 農地調整費	1,548,249	△ 117,572	1,430,677
	9 農村設計費	13,888,813	3,687,269	17,576,082
	10 農業農村整備事業費	65,988,752	△ 655,568	65,333,184

款	項	補正前の額	補正額	計
	11 農業施設管理費	13,985,294	11,954,937	25,940,231
	12 農村計画費	94,675	△ 6,186	88,489
8 水産林務費		88,091,892	△ 2,847,269	85,244,623
	1 水産林務管理費	7,537,735	△ 483,531	7,054,204
	2 水産経営費	2,297,585	△ 72,448	2,225,137
	3 水産振興費	224,440	18,802	243,242
	4 漁港漁村費	26,987,039	△ 250,895	26,736,144
	5 漁業管理費	2,063,184	△ 16,539	2,046,645
	6 林業木材費	24,085,156	△ 2,170,200	21,914,956
	7 森林計画費	2,134,871	△ 1,400	2,133,471
	8 森林整備費	9,525,795	△ 9,000	9,516,795
	9 治山費	10,971,069	△ 77,543	10,893,526
	10 森林活用費	306,140	218,013	524,153
	11 道有林費	1,958,878	△ 2,528	1,956,350

款	項	補正前の額	補正額	計
9 建設費		272,498,593	△ 17,810,534	254,688,059
	1 建設管理費	66,372,010	△ 1,617,176	64,754,834
	2 空港港湾費	6,290,888	△ 275,697	6,015,191
	3 道路橋りょう費	123,684,452	△ 13,932,341	109,752,111
	4 河川費	46,822,818	△ 988,998	45,833,820
	5 砂防海岸費	17,688,717	△ 51,600	17,637,117
	6 まちづくり推進費	102,214	△ 1,974	100,240
	7 都市環境費	9,087,375	△ 806,935	8,280,440
	8 公園下水道費	1,921,756	△ 5,850	1,915,906
	9 建築指導費	461,003	△ 103,487	357,516
	10 住宅費	41,467	△ 23,826	17,641
10 警察費	11 営繕費	25,893	△ 2,650	23,243
		124,510,851	△ 2,146,981	122,363,870
10 警察費	1 警察管理費	117,913,221	△ 2,084,777	115,828,444

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 交通安全施設費	3,781,324	△ 62,204	3,719,120
11 教育費		459,812,762	△ 8,774,055	451,038,707
	1 教育総務費	22,104,560	△ 1,390,100	20,714,460
	2 小学校費	177,053,238	△ 2,744,567	174,308,671
	3 中学校費	110,714,969	△ 1,929,237	108,785,732
	4 高等学校費	99,145,872	△ 1,731,100	97,414,772
	5 特別支援学校費	46,867,780	△ 899,127	45,968,653
	6 学校教育費	1,165,361	△ 32,342	1,133,019
	7 社会教育費	1,862,931	△ 16,275	1,846,656
	8 保健体育費	898,051	△ 31,307	866,744
12 災害復旧費		2,291,733	△ 36,323	2,255,410
	1 農地開発施設 災害復旧費	64,875	67,075	131,950
	2 水産林業施設 災害復旧費	1,232,690	△ 195,159	1,037,531
	3 土木施設災害復旧費	994,168	91,761	1,085,929

款	項	補正前の額	補正額	計
13 公債費		709,533,848	1,149,458	710,683,306
	1 公債費	709,533,848	1,149,458	710,683,306
14 諸支出金		82,763,926	4,831,407	87,595,333
	1 繰出金	4,207,640	828,852	5,036,492
	2 諸費	78,556,286	4,002,555	82,558,841
歳出合計		2,807,738,009	△ 26,722,163	2,781,015,846

第 2 表

## 繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
3 総合政策費	3 政策費	北海道特定特別総合開発事業推進費	153,543	北海道特定特別総合開発事業推進費	1,576,670
	5 新幹線・交通企画費	—	—	北海道新幹線鉄道整備事業費負担金	6,488,679
7 農政費	1 農政管理費	公共事業事務費	577,621	公共事業事務費	877,621
	3 農産振興費	—	—	野菜産地育成総合対策事業費	10,000
	7 農業支援費	強い農業づくり事業費	3,174,000	強い農業づくり事業費	4,541,907
	10 農業農村整備事業費	道営土地改良事業費	17,379,021	道営土地改良事業費	26,632,668
		団体営土地改良事業費	4,818,000	団地営土地改良事業費	4,826,591
		道営農用地造成事業費	198,000	道営農用地造成事業費	1,774,860
		団体営農用地造成事業費	200,000	団体営農用地造成事業費	837,464
		道営農地防災事業費	380,000	道営農地防災事業費	1,014,434
—		—	道営農道整備事業費	1,490,519	
—		—	道営農村総合整備事業費	919,200	
8 水産林務費	1 水産林務管理費	公共事業事務費	199,570	公共事業事務費	301,018

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		補助事業事務費	11,729	補助事業事務費	17,389
	3 水産振興費	—	—	資源増大事業費	55,825
	4 漁港漁村費	水産物供給基盤整備事業費	3,929,780	水産物供給基盤整備事業費	12,164,791
		漁港漁村活性化対策事業費	268,000	漁港漁村活性化対策事業費	296,000
		—	—	漁港海岸保全事業費	314,221
	6 林業木材費	—	—	地域林業活性化対策事業費	6,785,983
	7 森林計画費	森林環境保全整備事業費	580	森林環境保全整備事業費	780,492
	8 森林整備費	森林環境保全整備事業費	2,885,569	森林環境保全整備事業費	4,278,689
	9 治山費	治山事業費	1,481,819	治山事業費	2,831,119
	10 森林活用費	—	—	道立の森管理費	74,036
	11 道有林費	公共事業費	190,800	公共事業費	344,370
9 建設費	1 建設管理費	公共事業事務費	212,773	公共事業事務費	600,713
		—	—	補助事業事務費	4,000
		単独事業事務費	70,592	単独事業事務費	147,192

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
	2 空港港湾費	空港公共事業費	85,100	空港公共事業費	93,246
	3 道路橋りょう費	道路公共事業費	1,635,000	道路公共事業費	3,998,600
		道路特別対策事業費	4,505,846	道路特別対策事業費	6,345,554
		地域活力基盤整備事業費	7,034,304	地域活力基盤整備事業費	9,850,296
	4 河川費	河川公共事業費	3,161,000	河川公共事業費	4,871,000
		—	—	河川受託工事費	75,000
		ダム公共事業費	1,152,728	ダム公共事業費	1,222,728
	5 砂防海岸費	砂防公共事業費	516,000	砂防公共事業費	1,974,000
		海岸公共事業費	160,000	海岸公共事業費	1,580,000
	7 都市環境費	街路公共事業費	375,000	街路公共事業費	3,258,255
		街路特別対策事業費	74,000	街路特別対策事業費	291,392
		地域活力基盤整備事業費	111,000	地域活力基盤整備事業費	437,088
8 公園下水道費	公園公共事業費	288,000	公園公共事業費	294,000	
12 災害復旧費	2 水産林業施設災害復旧費	—	—	林道災害復旧事業費	164,725

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		—	—	治山施設災害復旧 事業費	47,073
	3 土木施設 災害復旧費	土木災害復旧 事業費	370,000	土木災害復旧 事業費	507,000

第 3 表

## 債務負担行為補正

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
昭和48年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成21年度から平成25年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、事務費及び資金経費について 367,730千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成26年度から平成30年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、事務費及び資金経費について 367,985千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
昭和53年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成21年度から平成25年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、管理費、造成費、調査測量費、事務費及び資金経費について 48,136千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成26年度から平成30年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、管理費、造成費、調査測量費、事務費及び資金経費について 48,170千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
昭和54年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成21年度から平成25年度まで	北海道土地開発公社が行う造成費、管理費、事務費及び資金経費について 138,427千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利	平成26年度から平成30年度まで	北海道土地開発公社が行う造成費、管理費、事務費及び資金経費について 138,523千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
		率の半年複利 以内の額 の合計額		率の半年複利 以内の額 の合計額
昭和58年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成21年度から 平成25年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 21,828千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額	平成26年度から 平成30年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 21,844千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額
昭和63年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成21年度から 平成25年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 16,055千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額	平成26年度から 平成30年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 16,066千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額
平成5年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成21年度から 平成25年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 14,610千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額	平成26年度から 平成30年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 14,621千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
平成10年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成21年度から平成25年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 14,061千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成26年度から平成30年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 14,072千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
平成25年度北海道土地開発公社に金融機関等が行う道単独事業用地及び北海道土地開発公社自主事業用地に係る融資に対する債務保証に関する債務負担行為	—	—	平成25年度から平成26年度まで	元金について 30,500,000千円 利子について 元金に対する利子相当額の合計額

第 4 表

## 地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
札幌医科大学 整備費	1,307,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	1,318,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
庁舎等整備費	—	—	—	—	564,000	同 上	10% 以内	同 上
北海道特定 特別総合開発 事業推進費	315,100	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	549,000	同 上	10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
北海道新幹線 鉄道整備事 業費	16,673,000	同 上	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	12,517,000	同 上	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
社会福祉 施設整備費	438,000	同 上	10% 以内	同 上	2,481,000	同 上	10% 以内	同 上
土地改良 事業費	13,387,000	同 上	10% 以内	同 上	13,599,000	同 上	10% 以内	同 上
農用地造成 事業費	893,000	同 上	10% 以内	同 上	934,000	同 上	10% 以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
農地防災事業費	994,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	991,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
農道等整備事業費	853,000	同 上	10%以内	同 上	837,000	同 上	10%以内	同 上
農村総合整備事業費	525,000	同 上	10%以内	同 上	574,000	同 上	10%以内	同 上
直轄土地改良事業費	10,154,000	同 上	10%以内	同 上	10,115,000	同 上	10%以内	同 上
水産基盤整備費	7,633,000	同 上	10%以内	同 上	7,616,000	同 上	10%以内	同 上
漁港海岸保全費	401,000	同 上	10%以内	同 上	399,000	同 上	10%以内	同 上
治山事業費	5,269,000	同 上	10%以内	同 上	5,240,000	同 上	10%以内	同 上
森林整備費	3,207,100	同 上	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	3,194,000	同 上	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
臨時治山施設整備特別対策事業費	114,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は	140,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
				知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。				知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄空港整備費	376,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	354,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
空港整備費	468,000	同 上	10%以内	同 上	401,000	同 上	10%以内	同 上
直轄道路事業費	24,319,000	同 上	10%以内	同 上	23,405,000	同 上	10%以内	同 上
道路新設改良費	6,117,000	同 上	10%以内	同 上	6,079,000	同 上	10%以内	同 上
臨時道路整備特別対策事業費	24,031,000	同 上	10%以内	同 上	21,590,000	同 上	10%以内	同 上
直轄河川事業費	11,543,000	同 上	10%以内	同 上	11,901,000	同 上	10%以内	同 上
河川改良費	10,058,000	同 上	10%以内	同 上	9,402,000	同 上	10%以内	同 上
臨時河川整備特別対策事業費	570,000	同 上	10%以内	同 上	1,355,000	同 上	10%以内	同 上
砂防費	5,079,000	同 上	10%以内	同 上	5,070,000	同 上	10%以内	同 上
災害関連事業費	54,000	同 上	10%以内	同 上	52,000	同 上	10%以内	同 上
海岸保全事業費	1,454,000	同 上	10%以内	同 上	1,450,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
臨時海岸保全施設整備特別対策事業費	165,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	380,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
街路事業費	3,284,000	同 上	10%以内	同 上	2,756,000	同 上	10%以内	同 上
臨時街路整備特別対策事業費	766,000	同 上	10%以内	同 上	714,000	同 上	10%以内	同 上
臨時砂防施設整備特別対策事業費	63,000	同 上	10%以内	同 上	305,000	同 上	10%以内	同 上
みどりの道・川づくり特別対策事業費	—	—	—	—	8,000	同 上	10%以内	同 上
交通安全施設整備費	825,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	836,000	同 上	10%以内	同 上
耕地災害復旧費	3,000	同 上	10%以内	同 上	0	—	—	—
漁港災害復旧費	42,000	同 上	10%以内	同 上	18,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
林道災害復旧費	3,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	1,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
治山災害復旧費	247,000	同 上	10%以内	同 上	224,000	同 上	10%以内	同 上
土木災害復旧費	234,000	同 上	10%以内	同 上	247,000	同 上	10%以内	同 上
臨時財政対策債	190,857,078	同 上	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	同 上	192,279,613	同 上	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	同 上
高等学校施設整備費	88,000	同 上	10%以内	同 上	153,000	同 上	10%以内	同 上
特別支援学校施設整備費	39,000	同 上	10%以内	同 上	227,000	同 上	10%以内	同 上
合 計	638,794,278				636,221,613			

平成25年度北海道公債管理特別会計補正予算（第1号）

平成25年度北海道公債管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ148,309千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ448,543,695千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		646,876	9,628	656,504
	1 財産運用収入	646,876	9,628	656,504
2 繰入金		447,748,510	138,681	447,887,191
	1 一般会計繰入金	334,596,496	138,888	334,735,384
	2 基金繰入金	113,152,014	△ 207	113,151,807
歳入合計		448,395,386	148,309	448,543,695

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		448,395,386	148,309	448,543,695
	1 公 債 費	448,395,386	148,309	448,543,695
歳 出 合 計		448,395,386	148,309	448,543,695

平成25年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,509,190千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,563,091千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		27,660	△ 1,240	26,420
	1 一般会計繰入金	27,660	△ 1,240	26,420
2 繰越金		226,588	△ 200,494	26,094
	1 繰越金	226,588	△ 200,494	26,094
3 諸収入		2,758,593	△ 1,303,296	1,455,297
	1 貸付金収入	2,431,093	△ 1,106,656	1,324,437
	2 雑入	327,500	△ 196,640	130,860
4 道債		59,440	△ 4,160	55,280
	1 道債	59,440	△ 4,160	55,280
歳入合計		3,072,281	△ 1,509,190	1,563,091

		歳 出			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1 中小企業近代化資金貸付事業費		792,637	△ 257,232	535,405	
	1 中小企業近代化資金貸付事業費	792,637	△ 257,232	535,405	
2 公 債 費		1,652,133	△ 919,080	733,053	
	1 公 債 費	1,652,133	△ 919,080	733,053	
3 諸 支 出 金		627,511	△ 332,878	294,633	
	1 繰 出 金	627,511	△ 332,878	294,633	
歳 出 合 計		3,072,281	△ 1,509,190	1,563,091	

第 2 表

## 地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
中 小 企 業 近 代 化 資 金 貸 付 事 業 費	59,440	中小企業基 盤整備機構 からの借入 れによる。	1.30% 以内	据置期間を含め20年 以内において、半年 賦元金均等償還によ る。ただし、必要に 応じて繰上償還する ことができる。	55,280	中小企業基 盤整備機構 からの借入 れによる。	1.30% 以内	据置期間を含め20年 以内において、半年 賦元金均等償還によ る。ただし、必要に 応じて繰上償還する ことができる。

平成25年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計補正予算（第2号）

平成25年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ341,947千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ893,704千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		74,000	△ 2,153	71,847
	1 財産運用収入	6,000	△ 2,153	3,847
2 繰入金		2,661	111	2,772
	1 基金繰入金	2,661	111	2,772
3 諸収入		475,096	343,989	819,085
	1 一般会計借入金	475,096	343,989	819,085
歳入	合計	551,757	341,947	893,704

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		551,757	341,947	893,704
	1 公 債 費	551,757	341,947	893,704
歳 出 合 計		551,757	341,947	893,704

平成25年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計補正予算（第2号）

平成25年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92,742千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ436,870千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

## 第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		55,375	△ 43	55,332
	1 財産運用収入	100	△ 43	57
3 諸収入		283,768	92,785	376,553
	1 一般会計借入金	283,768	92,785	376,553
歳入合計		344,128	92,742	436,870

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		344,128	92,742	436,870
	1 公 債 費	344,128	92,742	436,870
歳 出 合 計		344,128	92,742	436,870

平成25年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）

平成25年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ70,901千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,457,901千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		114,101	△ 23,634	90,467
	1 一般会計繰入金	114,101	△ 23,634	90,467
4 道債		215,067	△ 47,267	167,800
	1 道債	215,067	△ 47,267	167,800
歳入合計		1,528,802	△ 70,901	1,457,901

		歳 出			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1	就農支援資金 貸付等事業費	662,795	△ 70,901	591,894	
	1 就農支援資金 貸付等事業費	662,795	△ 70,901	591,894	
歳 出 合 計		1,528,802	△ 70,901	1,457,901	

第 2 表

## 地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
就農支援資金貸付事業費	215,067	国庫からの借入れによる。	0	据置期間を含め21年以内において、貸付対象者からの償還金を青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の定めるところにより毎年2回国に対し償還する。	167,800	国庫からの借入れによる。	0	据置期間を含め21年以内において、貸付対象者からの償還金を青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の定めるところにより毎年2回国に対し償還する。

平成25年度北海道公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度北海道公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,524千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ980,681千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		157,190	△ 1,325	155,865
	1 一般会計繰入金	157,190	△ 1,325	155,865
4 繰越金		100	9,899	9,999
	1 繰越金	100	9,899	9,999
5 諸収入		148,901	△ 11,898	137,003
	2 一般会計借入金	137,228	△ 11,898	125,330
6 道債		335,000	△ 3,200	331,800
	1 道債	335,000	△ 3,200	331,800
歳入合計		987,205	△ 6,524	980,681

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公共下水道事業費		420,652	△ 3,957	416,695
	1 公共下水道事業費	420,652	△ 3,957	416,695
2 公 債 費		562,962	△ 2,248	560,714
	1 公 債 費	562,962	△ 2,248	560,714
3 諸 支 出 金		3,591	△ 319	3,272
	1 繰 出 金	3,220	△ 319	2,901
歳 出 合 計		987,205	△ 6,524	980,681

第 2 表

## 地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
特 定 公 共 下 水 道 費	335,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	331,800	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成25年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成25年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26,334千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,278,319千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		390,531	△ 7,019	383,512
	1 負 担 金	390,531	△ 7,019	383,512
3 繰 入 金		1,535,627	△ 16,338	1,519,289
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,535,627	△ 16,338	1,519,289
4 繰 越 金		100	4,123	4,223
	1 繰 越 金	100	4,123	4,223
6 道 債		1,043,600	△ 7,100	1,036,500
	1 道 債	1,043,600	△ 7,100	1,036,500
歳 入	合 計	4,304,653	△ 26,334	4,278,319

		歳 出			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1 流域下水道事業費		2,078,056	△ 10,264	2,067,792	
	1 流域下水道事業費	2,078,056	△ 10,264	2,067,792	
2 公 債 費		2,211,669	△ 14,325	2,197,344	
	1 公 債 費	2,211,669	△ 14,325	2,197,344	
3 諸 支 出 金		14,928	△ 1,745	13,183	
	1 繰 出 金	12,931	△ 1,745	11,186	
歳 出 合 計		4,304,653	△ 26,334	4,278,319	

第 2 表

## 繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
1 流域下水道 事業費	1 流域下水道 事業費	公共事業費	288,297	公共事業費	292,297

第 3 表

## 地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道費	1,043,600	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	1,036,500	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成25年度北海道営住宅事業特別会計補正予算（第3号）

平成25年度北海道営住宅事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ82,322千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,430,371千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		5,420,596	△ 16,887	5,403,709
	1 使用料	5,420,596	△ 16,887	5,403,709
2 国庫支出金		4,227,168	△ 310,103	3,917,065
	1 国庫補助金	4,227,168	△ 310,103	3,917,065
3 財産収入		94,152	△ 55,460	38,692
	1 財産運用収入	1,848	1,844	3,692
	2 財産売却収入	92,304	△ 57,304	35,000
4 繰入金		2,450,106	871,389	3,321,495
	1 一般会計繰入金	2,248,219	871,389	3,119,608
5 繰越金		100	60,740	60,840
	1 繰越金	100	60,740	60,840
6 諸収入		2,676,871	△ 146,001	2,530,870

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 一般会計借入金	2,552,604	△ 119,623	2,432,981
	2 雑入	124,267	△ 26,378	97,889
7 道債		3,643,700	△ 486,000	3,157,700
	1 道債	3,643,700	△ 486,000	3,157,700
歳入合計		18,512,693	△ 82,322	18,430,371

		歳 出			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1 道営住宅事業費		8,608,397	△ 58,328	8,550,069	
	1 道営住宅事業費	8,608,397	△ 58,328	8,550,069	
2 公 債 費		9,031,847	△ 20,601	9,011,246	
	1 公 債 費	9,031,847	△ 20,601	9,011,246	
3 諸 支 出 金		872,449	△ 3,393	869,056	
	1 繰 出 金	872,439	△ 3,393	869,046	
歳 出 合 計		18,512,693	△ 82,322	18,430,371	

第 2 表

## 繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
1 道営住宅 事業費	1 道営住宅 事業費	公共事業費	514,000	公共事業費	1,591,418

第 3 表

## 地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 営 住 宅 建 設 費	3,153,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	2,667,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
合 計	3,643,700				3,157,700			

平成25年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42,226千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60,057,415千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		27,758	41,185	68,943
	1 財産運用収入	27,758	41,185	68,943
2 繰入金		3,170,937	1,041	3,171,978
	1 基金繰入金	3,170,937	1,041	3,171,978
歳入	合計	60,015,189	42,226	60,057,415

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 公 債 費		31,852,169	41,185	31,893,354
	1 公 債 費	31,852,169	41,185	31,893,354
3 諸 支 出 金		52,020	1,041	53,061
	1 繰 出 金	52,020	1,041	53,061
歳 出 合 計		60,015,189	42,226	60,057,415

## 平成25年度北海道病院事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成25年度北海道病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成25年度北海道病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
（3）年間取扱延患者数			
入 院	229,585人	△ 20,634人	208,951人
外 来	281,332人	△ 13,199人	268,133人
（4）一日平均患者数			
入 院	629人	△ 56人	573人
外 来	1,153人	△ 55人	1,098人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 病院事業収益	16,335,639千円	△ 630,457千円	15,705,182千円
第1項 医業収益	9,362,432千円	△ 1,019,476千円	8,342,956千円
第2項 医業外収益	6,963,828千円	364,377千円	7,328,205千円
第3項 特別利益	9,379千円	24,642千円	34,021千円
支 出			
第1款 病院事業費用	17,483,712千円	△ 593,352千円	16,890,360千円
第1項 医業費用	15,031,095千円	△ 482,476千円	14,548,619千円
第2項 医業外費用	2,445,617千円	△ 184,565千円	2,261,052千円
第3項 特別損失	7,000千円	73,689千円	80,689千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「当年度分損益勘定留保資金427,697千円」を「過年度分損益勘定留保資金777千円及び当年度分損益勘定留保資金415,118千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	3,854,780千円	△ 224,215千円	3,630,565千円
第2項 補 助 金	926,815千円	△ 224,215千円	702,600千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	4,282,477千円	△ 236,017千円	4,046,460千円
第1項 建 設 改 良 費	1,203,376千円	△ 236,017千円	967,359千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条中「(1)職員給与費9,007,504千円」を「(1)職員給与費8,642,813千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第6条 予算第8条中「2,118,273千円」を「1,883,659千円」に改める。

## 平成25年度北海道電気事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成25年度北海道電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成25年度北海道電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(1) 年間販売電力量	271,321,000キロワット時	△16,655,000キロワット時	254,666,000キロワット時
(2) 主要な建設改良事業			
スーパーパロ発電所 建設事業	2,645,872千円	△ 199,719千円	2,446,153千円
滝の上発電所 改修事業	403,408千円	△ 198,094千円	205,314千円
岩尾内発電所 改良事業	245,749千円	△ 125,066千円	120,683千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 電気事業収益	2,815,676千円	186,713千円	3,002,389千円
第1項 営業収益	2,758,363千円	135,072千円	2,893,435千円
第2項 財務収益	754千円	528千円	1,282千円
第3項 営業外収益	56,559千円	△ 36,091千円	20,468千円
第4項 特別利益	0千円	87,204千円	87,204千円
支 出			
第1款 電気事業費用	2,304,220千円	100,798千円	2,405,018千円
第1項 営業費用	1,905,794千円	102,963千円	2,008,757千円
第2項 財務費用	347,848千円	△ 1,539千円	346,309千円
第3項 特別損失	50,578千円	△ 626千円	49,952千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額509,449千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額147,038千円」に、「過年度分損益勘定留保資金356,785千円及び当年度資本的

収支調整額152,664千円」を「過年度分損益勘定留保資金18,980千円及び当年度資本的収支調整額128,058千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 資本的収入	3,834,000千円	△ 174,481千円	3,659,519千円
第1項 企業債	234,000千円	△ 234,000千円	0千円
第2項 補償金	3,600,000千円	59,519千円	3,659,519千円
支 出			
第1款 資本的支出	4,343,449千円	△ 536,892千円	3,806,557千円
第1項 建設改良費	3,337,461千円	△ 536,892千円	2,800,569千円

(企業債)

第5条 予算第6条の表の一部を次のとおり変更する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
岩尾内発電所改良事業	千円 234,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	千円 0	—	—	—

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条中「(1)職員給与費510,392千円」を「(1)職員給与費480,733千円」に改める。

## 平成25年度北海道工業用水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成25年度北海道工業用水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成25年度北海道工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(1) 給水事業所数	72箇所	2箇所	74箇所
(2) 年間総給水量	91,651,984立方メートル	80,707立方メートル	91,732,691立方メートル
(3) 一日平均給水量	251,791立方メートル	222立方メートル	252,013立方メートル
(4) 主要な建設改良事業			
石狩湾新港地域 工業用水道建設事業	38,822千円	△ 1,503千円	37,319千円
室蘭地区 工業用水道改修事業	581,510千円	△ 3,268千円	578,242千円
石狩湾新港地域 工業用水道改修事業	30,272千円	△ 7,907千円	22,365千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、「一般会計から長期借入金101,222千円」を「一般会計から長期借入金94,402千円」に改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 工業用水道事業収益	1,991,116千円	23,156千円	2,014,272千円
第1項 営業収益	1,884,746千円	5,522千円	1,890,268千円
第2項 営業外収益	106,370千円	1,256千円	107,626千円
第3項 特別利益	0千円	16,378千円	16,378千円
支 出			
第1款 工業用水道事業費用	1,925,232千円	△ 15,714千円	1,909,518千円
第1項 営業費用	1,529,762千円	△ 49,087千円	1,480,675千円
第2項 営業外費用	395,470千円	9,462千円	404,932千円
第3項 特別損失	0千円	23,911千円	23,911千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額844,449千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額801,228千円」に、「過年度分損益勘定留保資金208,737千円、当年度分損益勘定留保資金604,275千円及び当年度資本的収支調整額31,437千円」を「過年度分損益勘定留保資金181,506千円、当年度分損益勘定留保資金596,235千円及び当年度資本的収支調整額23,487千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 資本的収入	2,645,099千円	1,761千円	2,646,860千円
第4項 他会計からの出資金	36,974千円	△ 1,432千円	35,542千円
第6項 負担金	30,272千円	△ 7,907千円	22,365千円
第7項 固定資産売却代金	0千円	11,100千円	11,100千円
支 出			
第1款 資本的支出	3,489,548千円	△ 41,460千円	3,448,088千円
第1項 建設改良費	742,385千円	△ 44,464千円	697,921千円
第3項 返還金	92,972千円	3,004千円	95,976千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条中「(1)職員給与費316,354千円」を「(1)職員給与費299,215千円」に改める。